



お知らせ『りしり富士』

第 589号 No 1
令和 2 年 10 月 28 日発行
(編集：企画政策課)

新型コロナウイルス感染症に係る固定資産税の軽減措置について

会計課 税務こくほ係

中小企業・小規模事業者の税負担を軽減するため、事業者の保有する建物の固定資産税を、事業収入の減少幅に応じ、『ゼロまたは1/2』とします。

■減免対象

事業用家屋及び償却資産に対する固定資産税（取得額または評価額の 1.4%）

■軽減率

令和 2 年 2 月～10 月までの任意の連続する 3 ヶ月間の事業収入の対前年同期減少比率

- ・ 50%以上減少の場合 → 全 額
- ・ 30%以上 50%未満の場合 → 2 分の 1

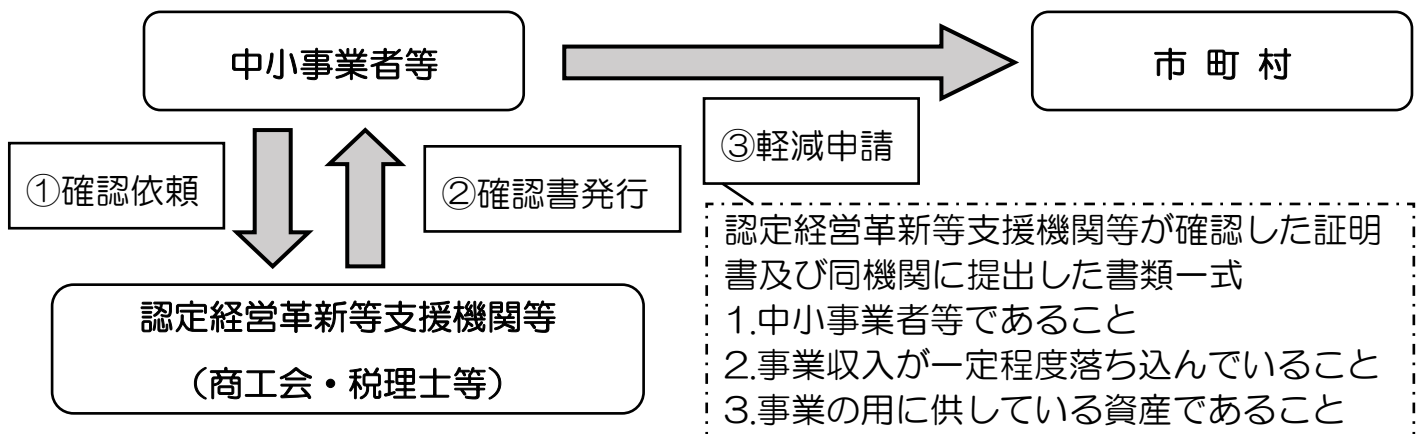
【中小事業者等とは】

- 資本金の額又は出資金の額が 1 億円以下の法人
- 資本金又は出資を有しない法人の場合、従業員 1,000 人以下の法人
- 従業員 1,000 人以下の個人

※ただし、大企業の子会社等(下記のいずれかの要件に該当する企業)は対象外となります。

1. 同一の大規模法人（資本金の額若しくは出資金の額が 1 億円超の法人、資本若しくは出資を有しない法人のうち常時使用する従業員が 1,000 人超の法人又は大法人（資本金の額又は出資金の額が 5 億円以上である法人等）との間に当該大法人による完全支配関係がある法人等をいい、中小企業投資育成株式会社を除きます）から 2 分の 1 以上の出資を受ける法人
2. 2 以上の大規模法人から 3 分の 2 以上の出資を受ける法人

【申請の流れ】 ※2021 年 1 月から 1 月 31 日まで申請受付期間



※詳しくは、中小企業庁ホームページをご覧ください。

詳細につきましては、下記までお問い合わせください
利尻富士町役場 会計課 税務こくほ係
【電話】 0163-82-1111 (代表)

6月24日のお知らせ利尻富士にて周知しております、国民健康保険税の減免につきまして、下記の対象となる方につきましては、国保税の減免が受けられることになっておりますので、収入等を確認し、申請されますようお願いいたします。

【対象となる世帯】

1. 罹患世帯：全額免除
2. 減収世帯：以下の要件（生計中心者）をすべて満たすもの
 - 今年の見込み事業収入等の減少額が、前年のその収入の「3割以上」である。
 - 前年の合計所得が「1,000万円以下」である。
 - 減少した事業収入等に係る所得以外の前年所得額の合計が「400万円以下」である。

【減免額】

1. 減免割合（生計中心者の前年合計所得が・・・）

生計中心者の前年合計所得	300万円以下	400万円以下	550万円以下	750万円以下	1,000万円以下
減免割合	全部（※）	8割	6割	4割	2割

※事業廃止または失業の場合は、前年合計所得にかかわらず全額

2. 減免額の計算

○ 減免額 = A（税額）× B（前年所得）÷ C（世帯全所得）× 減免割合

■ 計算例

- ① 生計中心者の事業所得が「350万円」のみの世帯の場合
- ② 生計中心者の事業所得が「350万円」と配偶者の給与所得が「100万円」の世帯の場合

※税額を30万円

※減免割合は8割（前年の所得）

	税額×	前年所得÷	世帯全所得×	減免割合＝	減免額
① の場合	300,000	3,500,000	3,500,000	80%	240,000
② の場合	300,000	3,500,000	4,500,000	80%	186,667

詳細につきましては、下記までお問い合わせください
 利尻富士町役場 会計課 税務こくほ係
 【電話】0163-82-1111（代表）

新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策の一環として、令和2年度高齢者インフルエンザ予防接種費用を全額助成します。

●対象となる方

接種日当日、利尻富士町に住所を有する65歳以上の方

●接種費用

無料

※9月16日発行の「お知らせ利尻富士」では「接種料金 1,000 円」と掲載しておりますが、新型コロナウイルス感染症とインフルエンザの併発による高齢者の重症化予防等のため、今年度に限りインフルエンザ定期予防接種料金を無料といたします。

●インフルエンザ予防接種の申込みについて

接種を希望する方は、11月20日(金)までに保健センターまでお申し込みください。

接種日時・場所等、詳細については、9月16日発行の「お知らせ利尻富士」をご覧ください。

●インフルエンザについて

インフルエンザは「インフルエンザウイルス」に感染して発症します。38℃以上の発熱、頭痛や関節・筋肉痛など全身の症状が急に現れ、高齢の方や種々の慢性疾患を持つ方は肺炎を伴うなど重症化することがあります。

インフルエンザを予防する有効な方法

①流行前のワクチン接種が有効です

高齢の方の場合、死亡の危険が1/5に、入院の危険が約1/3~1/2にまで減少することが期待できるとされています。

③感染を広げないために

“咳エチケット”を心がけてください
インフルエンザは、主に、咳やくしゃみの際に口から発生する小さな水滴(飛沫)によって感染します。普段から“咳エチケット”を心がけてください。

②手洗いやアルコール製剤による手指衛生も有効です

手洗いで付着したウイルスを洗い落とすことや、アルコール製剤による手指の消毒も有効です。



適度な湿度 十分な休養・栄養 人混みをさける

詳しくは、保健センター（電話：82-2320）までお問い合わせください。

シニア健康フェスティバル・歳末チャリティー演芸会の中止について

利尻富士町社会福祉協議会

令和2年度に開催を予定しておりました下記事業については、新型コロナウイルス感染症の感染予防の観点から、開催を中止とさせていただきます。町民の皆様には状況をご理解いただき、来年度開催する際には、一層のご協力をいただきますようお願い申し上げます。

『令和2年度シニア健康フェスティバル（65歳以上対象）』

『第25回歳末チャリティー演芸会』

【お問い合わせ：社会福祉協議会（電話：82-2791）】

手芸に興味のある方、作るのが好きな方、楽しみながら技術を身につけてくれることを願い開催します。

ずぼんの裾上げ・あなの開いたお直し・裁縫・編み物・刺しゅう・ビーズ他、作ってみたいものなんでも大丈夫です。

幅広い世代交流の場として手作りの時間を過ごして、手芸の楽しさやぬくもりをお届けしたいと思います。

- と き 11月9日・10日・11日・12日・13日 5日間
午後1時30分～午後3時30分まで
- と ころ 鬼脇公民館 1階 小会議室
- 対 象 年齢18歳以上の方
- 参 加 料 無 料
- 持 ち 物 作りたいものが載っている本、材料（布・針・はさみ等）
- 申 込 先 鬼脇公民館（83-1321）へ電話でお申し込み下さい。
- そ の 他 教室に参加された皆様方に、公民館の方で頂いた毛糸・布・手芸用品を無料で提供いたしますので、材料・用具がなくても気軽に参加して下さい。



※小さなお子さんがいても遊ばせながら参加できますので皆さんの参加お待ちしております。
※経験者の方々もご指導兼ねて是非ご参加ください。

除雪活動有償ボランティア事業利用者・ボランティア実践者の募集について

利尻富士町社会福祉協議会

■事業内容

高齢者及び身障者など除雪活動が困難な方の冬期間の安心した生活を維持するため、有償でボランティア活動を実施する。

■期 間

令和2年12月1日～令和3年3月31日

■範 囲

- ・利用者の居宅の玄関から歩道又は道路までの生活道路の確保（幅1m程度）
- ・降雪時1日1回、午前中に実施する。

●利用者（除雪をやってほしい方）

※玄関前の除雪のみとなり、窓や屋根の雪下ろしなどは当事業では実施しておりませんので、お間違えのないようにしてください。

負担額：1回 300円～500円（玄関から道路までの距離により異なります。）

●実践者（ボランティアをしていただける方）

報酬額：1回 800円～1,200円（玄関から道路までの距離により異なります。）

ボランティアを利用したい、ボランティア実践者として登録していただける方がおりましたら下記まで連絡願います。

【申込先 社会福祉協議会 Tel 82-2791】



お知らせ『りしり富士』

第589号 No2
令和2年10月28日発行
(編集：企画政策課)

ハートランドフェリーからのお知らせ

企画政策課

新型コロナウイルス感染症の影響により、フェリーの運航については10月31日まで変更ダイヤで運航しておりましたが、11月1日から12月31日までの運航については、以下のとおり通常どおりのダイヤ運行となりますので、お知らせいたします。

<運航ダイヤ 11月1日～12月31日>

稚内～利尻島		稚内～礼文島		利尻島～礼文島	
稚内⇒鷺泊	鷺泊⇒稚内	稚内⇒香深	香深⇒稚内	鷺泊⇒香深	香深⇒鷺泊
6:55⇒8:35	9:05⇒10:45	6:40⇒8:35	9:05⇒11:00	16:00⇒16:45	16:30⇒17:15
13:55⇒15:35	17:40⇒19:20	14:10⇒16:05	17:10⇒19:05	—	—

※来年の時刻表については、12月に配布を予定しております。



皆さまのご家庭にある「IP告知端末機」を使った 緊急地震速報訓練を実施します！

訓練放送:令和2年11月5日(木)午前10時00分頃

利尻富士町では、地震・津波災害やミサイル等による武力攻撃などの発生時に、全国瞬時警報システム（Jアラート）で送られる国からの緊急情報を、確実に皆様へお伝えできるよう、町内の「屋外スピーカー」とご家庭に設置の「IP告知端末機」を利用した緊急地震速報訓練を行います。

この訓練は、毎年全国で一斉に行われている訓練です。

実際に、地震が発生したときと同様の行動（避難場所の確認等）を取ってみましょう。

利尻富士町で当日実施する訓練は次のとおりです。

情報伝達手段	内容
IP告知端末機 屋外スピーカー	<p>各家庭に設置してあるIP告知端末機及び各地区の屋外スピーカーから、次の放送内容が一斉に放送されます。</p> <p>◆11月5日(木)</p> <p>①「これより訓練放送を行います。」 ② チャイム ③「緊急地震速報。大地震です。大地震です。これは訓練放送です。」×3回 ④「これで訓練放送を終わります。」</p> <p>※ この放送は最大音量で放送されますのでご注意ください。 ※ 放送内容が異なることがありますのでご了承ください。</p>

注) ・災害等とお間違えないようご注意願います。
・試験放送の中止や内容変更を行う場合があります。

【お問い合わせ先】

利尻富士町企画政策課

電話：0163-82-1112

